

のとします。

第 7 条（契約の終了）

次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。

- （１）利用者が医療施設や介護施設に入院又は入所した場合。
- （２）利用者の要介護認定区分が、非該当（自立）又は要支援と変更され、直近の要介護認定の有効期間が満了した場合。
- （３）利用者が死亡した場合。

第 8 条（賠償責任）

事業者は、サービスの提供に伴って、事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は、利用者に対してその損害を賠償します。

第 9 条（退所時の援助）

事業者は、契約の終了又は解約により、利用者が退所する場合には、居宅介護支援事業者又はその他の保健、医療、福祉サービス機関等と連携し、円滑な退所のために必要な援助を行います。

第 10 条（秘密保持）

- 1 事業者及び事業者の使用する者は、サービス提供する上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。
- 2 事業者は必要な際に、居宅介護支援事業者に対して、利用者に関する情報を提供する場合等があるものとします。

第 11 条（相談・苦情対応）

- 1 事業者は、利用者からの相談、苦情等に対応する窓口を設置し、施設の設備又はサービスに関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速かつ適切に対応します。
- 2 利用者は、提供された介護医療院サービスに苦情がある場合には、事業者、市町村、大分県に対し、いつでも苦情を申し立てることができます。

第 12 条（虐待防止）

事業者は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとします。

- 1 虐待を防止するための対策を検討する委員会を定期的開催、その結果について従業者に対する周知徹底
- 2 虐待を防止する為の指針の整備
- 3 虐待を防止する為の従業者に対する研修の実施
- 4 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- 5 虐待の防止に関する担当者の配置